公

告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………

(消防保安課) … (障害福祉課) … 一 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

告

示

目

次

(食の安全・)

: =

(財産管理課)

:

(商工政策課)

: =

○県有財産の売却に係る一般競争入札……………………

出

先 機 関

教育委員会

○青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森 ○青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……

(職員福利課)

:

Ħ.

県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち に開示することができる保有個人情報の一部改正…………

〇右

県上

民地

局域

:

ᄪ

同 同

: :

껃 四

同..... 同......

第三百八十八号

令和

(金曜日)

示

青森県告示第七百七十一号

医療)を次のとおり指定したので、 百二十三号)第五十四条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第 同法第六十九条第一号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (育成医療及び更生

令和三年十一月十九日

宮野薬局	名
	称
三沢市中央町	所
一丁目八の四	在
	地
三令 三和 三· 一	年指 月 日定

青森県知事

三

村

申

吾

青森県告示第七百七十二号

四十九号)第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定 したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申

所 年認 月 日定

吾

選挙管理委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

(県立図書館) …

六

氏名又は名称

代表者の氏名

住

同

: *

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………

事

局)

同同務

:

七 七

公安委員会

(警

務

課

:

ウトウ株式会社 宇藤 毅平 同心町平三の二三戸郡三戸町大字同心町字

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

条第三項の規定により次のとおり公告する。 村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ十和田店

・和田市元町西一丁目六の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ニトリ

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二の三九

代表取締役 似鳥昭雄

十和田市の意見の概要

三

1 とを考慮し、 台近く多い予測となっているが、立地予定地に近接する交差点の交通量が多いこ 駐車場設置台数に対して、ピーク時の一時間あたりの自動車来店台数が一○○ 混雑緩和のため、近接の商業施設の駐車場と連携を図る等の検討を

2 ること。また、一台あたりの駐車ますについて、十和田市路外駐車場設置 駐車場の出入口について、駐車場法施行令第七条の技術的基準に適合するとと の届出の手引きに則するよう努めること。 駐車場内の車路の幅員について、同法施行令第八条の技術的基準に適合す (変

3 される場所であるため、必要に応じて右折禁止の看板の設置を検討すること。 出入口について、右折出入庫を設定しているが、近接する交差点は渋滞が予想

- 4 ح 従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがないよう配慮するこ
- 5 に考慮したバリアフリー化対策や排水蓋等による段差をなくす等構造面での配慮 に努めること。 人にやさしいまちづくりの観点から、 駐車場と施設におけるスロープの勾配等
- 住居に近い駐車場の利用及び空調室外機やキュービクルに起因する騒音につい 苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。

6

- 荷さばき施設が住居に近いことから、搬出入や荷さばきによる騒音について、
- 苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。 廃棄物等保管施設が住居に近いことから、保管・搬出作業に伴う騒音や悪臭の
- 最小限化に努めるとともに、苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。 事業活動から生じる廃棄物等について、減量化及びリサイクルの推進に努める

9

8

四 き事項について意見を有する者の意見の概要 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

意見書の提出なし

意見書の縦覧

五.

場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

3

2

期間

令和三年十一月十九日から同年十二月十九日まで

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする

肥料登録の有効期間の更新

第十六条第一項の規定により公告する 項の規定により令和三年十一月十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

三三二号	登録番号
料副 産石灰肥	肥料の種類
パ長 ワーシェル	肥料の名称
アル 五カ 〇リ ・分	(パーセント)
のとおり	規その他の格の
の 渡字田浦六一 株式会社長慶	び住所 名又は名称及 生産業者の氏

県有財産の売却に係る一般競争入札

二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

青柒打	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	所
青森市蛍沢三丁目四八の二一ほか	青森市八重田二丁目一七の二ほか	青森市造道三丁目一九四の一	青森市浪岡大字浪岡字淋城二一の二	青森市桜川三丁目一一三六の二	青森市大字安田字近野四八〇の四	青森市大字浅虫字山下一三一の三	在
			_				地
宅	宅	宅	宅	宅	雑	宅	地
地	地	地	地	地	雑種地	地	目
		1		1			地積
-, O1	六八四・一八	三、六四三・九七	八〇五・二六	二、八五九・八二	二 〇 五 ・ 〇	二六三・五四	(平方メートル)

三五九・九九	地	宅	五所川原市金木町芦野二〇〇の一二七五
三二八・二三	地	宅	弘前市大字泉野一丁目五の一
一、七七〇・八六	地	宅	青森市桜川九丁目二三一の四

<u></u> 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第

売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

場所

Ŧi. 入札及び開札の場所及び日時 青森市桂木四丁目八の二 協同組合タッケン

入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2

入札日時

3 開札場所

令和三年十二月二十日 令和三年十二月十四日

午後五時まで(必着)

午前九時から

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 東棟四階B会議室

令和四年一月十二日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額 開札は、物件番号順に順次行う。

4 開札日時

契約金額(入札保証金にあっては、 の百分の五以上に相当する金額 一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

- 額
- 八 七 落札決定の日から七日以内 契約書の取り交わしの時期

代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

- 九 その他
- 1 反した入札は、無効とする 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違
- 2 確認をすること。 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、 入札参加者は、 必ず入札前に現地

出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号 次のとおり道路の位置を指定したので、 築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ 青森県建築基準法施行細則

及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 青森県県土整備部建築住宅課、 上北地域県民局地域整備部 年二月青森県規則第二十号)

第十七条の規定により公示する。

(昭和三十六

ŋ

令和三年十一月十九日

上北地域県民局長 石 橋

豊

八の四三の二一、八五の四及び八上北郡野辺地町字二十平九 位 置 三三・七七メート 延 長 六 · 幅 () メー 1 員 i 三令和 年指 月 日定 ぇ

上北地域県民局告示第五号

年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 建築基準法 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ (昭和三十六

及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

令和三年十一月十九日

の一九郡七戸町	位
字荒熊内六七	置
ル六 七	延
・一三メート	長
ŀ	1
六・〇〇	幅
○ メ ト ル	員
三令 二〇・二	年指 月 日定

上北地域県民局長

石

橋

豊

上北地域県民局告示第六号

年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 建築基準法 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ (昭和三十六

及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

なお、

その関係図面は、

青森県県土整備部建築住宅課、

上北地域県民局地域整備部

令和三年十一月十九日

上
上北地域県民局長
地
域
県
民
局
長
石
橋
作同

豊

位
置
延
長
幅
員
年指 月 日定

号)の一部を次のように改正する。

青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

第二号様式中「お届けします」を「届け出ます」に改める。

<u>II</u>

教

育

委

員

青森県教育委員会訓令甲第七号

令和三年十一月十九日

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 所 出 庁 先 内 教 育 機

関 関 般

青森県教育委員会

点点 者の 龕 参 徧 参

第二号様式の五の裏中

			申請者備考	L				
			淅					

に改める。

を

	TJ △	ն Ա	十1	1刀	1911	2	広 唯	Ц					H	12	1	गर	+1/		分り	00 5					(0)
	1 この訓令は、公長の日から施庁する。	附則	田 女 一次 一 に ごめ る			「書森甩數音禿目会數音長鸓(所属長)	育長 殿」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。	(認 印)」	「青森県教育委員会教育長殿(所属長) 第十记時兼法中	第十二号様式の裏面中「33mm」を「35mm」に改める。	第三号様式中「お届けします」を「届け出ます」に改める。	2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	注 1 該当する□には、レ印を記入すること。	第二号様式の八の注を次のように改める。												第二号様式の七の裏中
宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三『『近』『一ジャ』の名を東する元		五 落札者の名称及び住所	令和三年九月十五日	四落札者を決定した日	一般競争入札	三 契約の方法	青森市荒川字藤戸一一九の七	青森県立図書館	二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	青森県立図書館情報システム機器 一式	一 特定役務の名称及び数量	青森県教育委員会教育長和嶋		令和三年十一月十九日	第十二条の規定により次のとおり公示する。	第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定し	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令	特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示	***************************************	表中「県立中学校入学者選抜」の下に「(追検査を含む。)」を加い	青森県数	令和三年十一月十九日	に開示することができる保有個人情報)の一部を次のように改正する。	条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合平成十三年匹月一日青森県教育委員会告示第三号(青森県個人情報に	青森県教育委員会告示第八号	の間、これを使用することができる。

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号(青森県個人情報保護条例第二十 第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち

青 森 県 教育委員

숲

表中「県立中学校入学者選抜」の下に「(追検査を含む。)」を加える。

十二条の規定により次のとおり公示する。 三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

六

落札金額 二百九十七万四千四十八円

七 落札者を決定した手続

の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものであ された仕様に関する調書を提出した者を参加者として入札を行い、予定価格の制限 入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断

八 入札の公告を行った日 令和三年八月六日

選 挙 管 理 委 員

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により政治

令和三年十一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 德

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

市政前進の会	名が出団体の称
古舘 文明	氏代 表 名者
小林 修	氏会 計責任者
二三の一四八戸市城下一丁目	所 在 地
三 令和 ○・三	年届 月 日出

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次 同法第七条の二第一項の規定に

より告示する。

令和三年十一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長

畑

井

義

德

政党以外の政治団体

成合 代表者氏名) 異動事項 新 田 日 年月日 一 (代表者氏名) 大前 典男 上山 清治 三・10・一 三・10・一 三・10・一 一 <td< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></td<>							
表 者 大前 典男 上山 清治 三·10· 計責任者 小笠原 廣子 森川 盛人 三·10· 三	(木村 勝彦)	(竹内 亮一) 援会 三村申吾東北町後	(濱久保 銀蔵) 松尾國治後援会	(高樋 憲)	(村上 隆昭) 高樋憲後援会	(大前 典男) 会 会 のりあき後援	(代表者氏名)
勝彦	表		会計責任者	会計責任者	会計責任者	表	異動事項
英世 盛 金 光 清 旧 日 三·10· 三·							新
三 三 三 三 三 三 中 年異 三 三 二 二 二 日動							旧
	三・10・二六	M·10·1111	111-10-1111	111-10-1	111-10-1	三令 :_和 ·	月

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、

令和三年十一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長

畑

井

義

德

政党以外の政治団体

j	政
ì	治
l	寸
1	体
(か
á	名
į	称
	代表者氏名
1	解散年月日

公 安 委 員

令和三年十一月十九日

井 美

香

記

青森県巡査部長 氏 名 石 Ш 俊

官

地方公務員法第二十八条第一項第三号の規定により免職する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森県警察本部長 櫻

項の規定により、次のとおり分限処分の内容を公告する。 次の者に対する分限処分書については、青森県警察職員分限取扱規程第十六条第三

青森県警察本部公告